

さくらインターネット株式会社

System and Organization Controls 3 (SOC 3)報告書

ハウジングサービス、コロケーションサービス及び  
石狩データセンター共通サービスに係る  
「セキュリティ」及び「可用性」に関する報告書

自 2019年9月1日 至 2020年8月31日

本報告書は、*AT-C 205*に準拠して作成されたものです。



## 独立受託会社監査人の報告書

さくらインターネット株式会社

取締役会 御中

### 範囲

当監査法人は、TSP section 100, 2017 Trust Services Criteria for Security, Availability, Processing Integrity, Confidentiality, and Privacy (AICPA, Trust Services Criteria)のうち、セキュリティ及び可用性の規準に関連する Trust サービス規準に基づいてさくらインターネット株式会社（以下「受託会社」という。）のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたということを合理的に保証するよう、2019年9月1日から2020年8月31日までの期間にわたり、受託会社の石狩データセンターのサービス（ハウジングサービス、コロケーションサービス及び石狩データセンター共通サービス）のシステム（以下「当システム」という。）に係る内部統制が有効であるかどうか受託会社確認書について手続を実施した。

### 受託会社の責任

受託会社は、サービスコミットメント及びシステム要求事項、並びに受託会社のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供する当システムの内部統制のデザイン、適用及び運用の有効性について責任がある。

受託会社は、受託会社の当システムに係る内部統制の有効性についての受託会社確認書を提示している。受託会社の責任は、受託会社確認書の作成において、適用される Trust サービス規準を選定し、受託会社確認書に識別すること、受託会社のシステムに係る内部統制の有効性を評価し、受託会社確認書に関する合理的な基礎を得ることにある。

### 受託会社監査人の責任

当監査法人の責任は、実施した手続に基づき、受託会社のシステムに係る内部統制について受託会社確認書が、対象期間にわたり適用される Trust サービス規準に基づいて受託会社のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供する有効性に対する意見を表明することにある。

**PwC あらた有限責任監査法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

Tel: 03-6212-6880, Fax: 03-6212-6881, [www.pwc.com/jp/assurance](http://www.pwc.com/jp/assurance)



当監査法人は、米国公認会計士協会により定められた保証基準に準拠して業務を実施した。当該基準は、当監査法人に、すべての重要な点において、受託会社確認書が適正に表示されているかどうかについて、合理的な保証を得るための手続を計画し実施することを求めている。当監査法人は、意見表明のための合理的な基礎となる十分かつ適切な証拠を得たと判断している。

当監査法人が実施した手続には、以下が含まれる。

- ・ 当システム並びに受託会社のサービスコミットメント及びシステム要求事項を理解する手続
- ・ 内部統制が、適用されるTrustサービス規準に基づいて受託会社のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供するのに有効でないリスクを評価するための手続
- ・ 内部統制が、適用されるTrustサービス規準に基づいて受託会社のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供するのに有効であるかどうかについて証拠を入手するための手続

当監査法人は、状況に応じて必要と考えられるその他の手続についても実施している。

## 受託会社の内部統制の固有の限界

受託会社の当システムに係る内部統制の有効性は、人為的な誤り及び内部統制の回避による固有の限界がある。

内部統制は、その性質上、適用されるTrustサービス規準に基づいて受託会社のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供するように、常に有効に運用されているわけではない。さらに、内部統制の有効性についての結論の将来に対する予測には、状況の変化により統制が不適切となったり、方針又は手続の遵守の程度が低下したりする可能性があるというリスクが伴う。

## 意見

当監査法人は、適用されるTrustサービス規準に基づいて受託会社のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供するように、当システムに係る内部統制が2019年9月1日から2020年8月31日までの期間にわたり有効に運用されているという受託会社確認書が、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

  
2020年10月15日

## 受託会社確認書

受託会社名：さくらインターネット株式会社

当社は、セキュリティ及び可用性に関する当社のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されるよう、2019年9月1日から2020年8月31日までの期間にわたり、石狩データセンターのサービス（ハウジングサービス、コロケーションサービス及び石狩データセンター共通サービス）のシステム（以下、「当システム」という。）に係る有効な内部統制について、デザインし、適用し、運用し、維持する責任があります。当システムの対象範囲及び受託会社確認書に関連した当システムの状況については、別紙1「当社の受託業務に関する記述書」に記載されております。

当社は、TSP section 100, 2017 Trust Services Criteria for Security, Availability, Processing Integrity, Confidentiality, and Privacy (AICPA, Trust Services Criteria)のうち、セキュリティ及び可用性のTrustサービス規準（以下「適用されるTrustサービス規準」という。）に基づいてサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供するように、2019年9月1日から2020年8月31日までの期間にわたる当システムに係る内部統制の有効性に関する評価を実施しております。

当社の目的は、適用されるTrustサービス規準を適用するシステムが、適用されるTrustサービス規準に関連するサービスコミットメント及びシステム要求事項を実現することにあります。この適用されるTrustサービス規準に関連する主なサービスコミットメント及びシステム要求事項は、別紙2「主なサービスコミットメント及びシステム要求事項」に記載されております。

受託会社のシステムに係る内部統制の有効性は、人為的な誤り及び内部統制の回避による固有の限界があります。内部統制は、その性質上、適用されるTrustサービス規準に基づいてサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供するように、常に有効に運用されるわけではありません。

当社は、当システムに係る内部統制が、適用されるTrustサービス規準に基づいて当社のサービスコミットメント及びシステム要求事項が達成されたという合理的な保証を提供するように、2019年9月1日から2020年8月31日までの期間にわたって有効に運用しております。

以 上

## 別紙 1. 当社の受託業務に関する記述書

### 1. 概要

当社は、新たなビジネスの創出に強い熱意と情熱を持って挑戦するお客様のため、未来のあるべき姿を思い描きながら、“「やりたいこと」を「できる」に変える”ためのあらゆる手段を“インターネット”を通じて提供することを企業理念とし、提供するサービスの指針として、「Mission」「Vision」「Value」を掲げ、当社石狩 iDC では、ハウジング、コロケーション、専用サーバ、レンタルサーバ、VPS、クラウド (IaaS) といったインフラサービスをお客様に提供している。

当記述書適用の対象となるサービスは、以下のサービスで構成されている。

- ・ ハウジングサービス

石狩 iDC 内の、当社が管理する区画に設置したラックを専有で貸し出すサービスである。

なお、ハウジングサービスの利用者をハウジングユーザと呼ぶ。ハウジングユーザはサーバ機器、ネットワーク機器のほか、メンテナンス用の機材などを持ち込み可能である。ハウジングユーザが持ち込んだ回線や機器などはハウジングユーザ側で管理や監視を行う。

- ・ コロケーションサービス

石狩 iDC 内の、ある一区画を専有で貸し出すサービスである。

なお、コロケーションサービスの利用者をテナントと呼ぶ。テナントは、ラックの持ち込みが可能であり、区画内のレイアウトについても自由に設定することが可能である。テナントが持ち込んだラックや回線、サーバ、ネットワーク機器などはテナント側で管理や監視を行う。

- ・ データセンター共通サービス

石狩 iDC にて提供しているインフラサービスの基盤となるサービスである。

入退館及び入退室管理、警備、インフラサービスが安定的に稼働するための設備の設置と管理、セキュリティインシデントへの対応、サーバやネットワークの稼働監視などを全サービスで共通で提供する。

当記述書適用の対象となるデータセンターは、以下のとおりである。

- ・ 石狩データセンター(日本)

### インフラストラクチャー

当社の対象サービスに必要なインフラストラクチャーである、施設、設備、ネットワーク(ルータ、スイッチ、ファイアウォール等)及びハードウェアは、サービス提供ためのセキュリティ及び可用性を考慮して構成されている。ネットワーク機器は、石狩 iDC の各ユニットによって管理を行っている。上流ネットワークへの接続は、冗長化されたネットワークとなっており、ネットワーク管理ポリシーに基づいてインフラストラクチャーを設計し、管理している。

### ソフトウェア

各サービスの業務で利用されるシステムとしては、入退管理システム、入館申請システム、鍵管理システム、設備監視システム、Energy Management System および監視カメラシステムが運用されている。

また、これらのシステムの運用管理、ネットワーク管理のためのソフトウェアが運用されている。

- ・ 入退管理システム  
入退権限の設定、通行履歴のログ保管、指紋認証等を管理するためのシステム
- ・ 入館申請システム  
石狩 iDC への入館申請及び入館処理等をするためのシステム
- ・ 鍵管理システム  
サーバラックの鍵等を管理するためのシステム
- ・ 設備監視システム  
電気・空調・衛生設備の監視制御のためのシステム
- ・ Energy Management System (EMS)  
設備の稼働状況や各種消費状況を計測・記録するためのシステム
- ・ 監視カメラシステム  
石狩 iDC の敷地及び施設内の映像を記録するためのシステム

## 人員

当社の組織は、定められた各種規程・手順にもとづいて、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員を設けており、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っている。業務執行における部門ごとの役割・責任が業務分掌規程により定められ、各サービスの責任・管理体制、並びにファシリティ、ネットワーク等の基盤及び石狩 iDC の運用体制を確立している。

また当社は、新入職者に対して、情報セキュリティ研修を実施し、技術上及び営業上の秘密情報の管理を徹底し、法令遵守することに関する研修を実施しており、全従業員に対しても年次の情報セキュリティ研修を実施し受講漏れがない様、モニタリングを行っている。

さらに、内部監査部門において、内部監査、情報セキュリティ監査を年次で実施している。

## データ

ハウジングユーザ及びテナントが当社各サービスを利用するために提供されるデータとサービス提供のために処理される入退管理システムの通行履歴のログ等の情報を重要な情報として取扱っており、サービス提供を管理するための規程・手順を定め内部統制に適用している。

## 可用性

石狩 iDC では、非常時対応指針をはじめとする定められた各種規程・手順にもとづいて、各サービスの可用性を維持するように設計されている。各サービスの利用状況は、監視システムにおいて各設備のモニタリングを実施し、深刻な障害が生じるまでに該当設備を停止もしくは原因部分を切り離す等の安全対策が施されている。

災害等の発生に備え、商用電力は本線・予備線の 2 本で受電されている。また、館内への送電も 2 系統で送電されており、受電及び送電のいずれか一方が停電しても他方により受電・送電が継続される設計となっている。受電の両系統が同時に停電した場合は、無停電電源装置及び発電機設備による送電が自動的に行われる。さらに、空調設備は冗長化され、消費電力や排熱量等は監視システムにより

測定・管理されている。

受変電設備、空調設備、及びこれらの監視システムは、毎年定期点検が行われており、点検時に故障・劣化等が確認された場合は修理・交換が速やかに実施される。

緊急時対応指針は、災害時の対応や過去の対応実績等が反映され、可用性を維持するための定期的な訓練を実施している。

以 上

## 別紙 2. 主なサービスコミットメント及びシステム要求事項

### 1. 対象サービスの概要

当社石狩 iDC は、ハウジング、コロケーション、専用サーバ、レンタルサーバ、VPS、クラウド (IaaS) といったインフラサービスをお客様に提供している。当記述書適用の対象となるサービスは、ハウジングサービス、コロケーションサービスに加え、各サービスが石狩 iDC にて安定かつ安全に稼働するための基盤となるデータセンター共通サービスを指す。

### 2. サービスコミットメントとシステム要求事項

当社は、データセンター共通サービス、ハウジングサービス及びコロケーションサービスの目的を達成する前に、各サービスに関連するプロセスと手順を設計している。これらの目的は、サービス概要説明資料、当社と顧客とのサービス契約の要件に基づいている。

このうち、当該報告書では、セキュリティ及び可用性のカテゴリが主題となる。

当社のサービスのセキュリティコミットメントは、「情報セキュリティ基本方針」に基づいて、セキュリティ管理体制を組織し、サービスごとに定義されたサービス約款に文書化され、顧客に伝達される。また、サービスを提供する拠点の ISO/IEC などの各種認証取得状況については、当社ウェブサイトにて公表している。

また、当社のサービス契約の要件を達成できるように、運用システム要求事項を定義している。情報セキュリティ基本方針に基づき定められた各種規程・手順において、情報セキュリティとシステムの可用性に対する組織全体のアプローチを定義する。これには、サービスの設計方法、開発方法、システムの運用方法、内部のビジネスシステムとネットワークの管理方法及び従業員の採用方法と研修実施方法に関する方針が含まれる。これらの規程に加えて、各サービスの運用に関する標準の運用手順が文書化されている。

- ・ ハウジングサービス  
石狩 iDC 内の、当社が管理する区画に設置したラックを専有で貸し出すサービスである。
- ・ コロケーションサービス  
石狩 iDC 内の、ある一区画を専有で貸し出すサービスである。
- ・ データセンター共通サービス  
石狩 iDC にて提供しているインフラサービスの基盤となるサービスである。

以上